

# 相続税早見表

税理士法人マイライフ

本資料は2025年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また、内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。

# 相続税早見表

税理士法人マイライフ

遺産総額、配偶者の有無と子供の人数より、下記の早見表から相続税の納税額の目安を確認することができます。

<配偶者：有>

遺産総額	配偶者	配偶者	配偶者	配偶者
	子供1人	子供2人	子供3人	子供4人
5,000万円	40万円	10万円	0	0
6,000万円	90万円	60万円	30万円	0
7,000万円	160万円	112万円	80万円	50万円
8,000万円	235万円	175万円	138万円	100万円
9,000万円	310万円	240万円	200万円	163万円
1億円	385万円	315万円	262万円	225万円
1億1,000万円	480万円	393万円	325万円	288万円
1億2,000万円	580万円	480万円	403万円	350万円
1億3,000万円	680万円	568万円	490万円	425万円
1億4,000万円	780万円	655万円	577万円	500万円
1.5億円	920万円	748万円	665万円	588万円
1億6,000万円	1,070万円	860万円	767万円	675万円
1億7,000万円	1,220万円	975万円	880万円	788万円
1億8,000万円	1,370万円	1,100万円	993万円	900万円
1億9,000万円	1,520万円	1,225万円	1,105万円	1,013万円
2億円	1,670万円	1,350万円	1,217万円	1,125万円
2.5億円	2,460万円	1,985万円	1,800万円	1,687万円
3億円	3,460万円	2,860万円	2,540万円	2,350万円
5億円	7,605万円	6,555万円	5,962万円	5,500万円

<配偶者：無>

遺産総額	子だけが相続人の場合			
	子供1人	子供2人	子供3人	子供4人
5,000万円	160万円	80万円	20万円	0
6,000万円	310万円	180万円	120万円	60万円
7,000万円	480万円	320万円	220万円	160万円
8,000万円	680万円	470万円	330万円	260万円
9,000万円	920万円	620万円	480万円	360万円
1億円	1,220万円	770万円	630万円	490万円
1億1,000万円	1,520万円	960万円	780万円	640万円
1億2,000万円	1,820万円	1,160万円	930万円	790万円
1億3,000万円	2,120万円	1,360万円	1,080万円	940万円
1億4,000万円	2,460万円	1,560万円	1,240万円	1,090万円
1.5億円	2,860万円	1,840万円	1,440万円	1,240万円
1億6,000万円	3,260万円	2,140万円	1,640万円	1,390万円
1億7,000万円	3,660万円	2,440万円	1,840万円	1,540万円
1億8,000万円	4,060万円	2,740万円	2,040万円	1,720万円
1億9,000万円	4,460万円	3,040万円	2,240万円	1,920万円
2億円	4,860万円	3,340万円	2,460万円	2,120万円
2.5億円	6,930万円	4,920万円	3,960万円	3,120万円
3億円	9,180万円	6,920万円	5,460万円	4,580万円
5億円	1億9,000万円	1億5,210万円	1億2,980万円	1億1,040万円

(注) 配偶者は法定相続分まで相続税がかかりません。

※詳細は下記P4「配偶者の税額軽減」参照

早見表では法定相続分で遺産分割し、配偶者の相続税は0円としております。

## 使い方

1. 遺産総額とは、被相続人の財産から借金や葬式費用などを差し引いた金額で、相続税の課税対象となる基礎です。預金や不動産、生命保険などが含まれます。
2. ご自身の「**遺産総額**」に最も近いものをご確認ください。

## ご注意

1. 不動産は相続税を計算する上で定められた方法（路線価・倍率）があります。売買価格とは異なるためご留意ください。
2. その他「**小規模宅地等の特例**」「**生命保険金の非課税**」など遺産総額より除くことのできるものがあります。これらを考慮することにより正確な相続税を確認することができます。

相続税の配偶者の税額軽減は、被相続人の配偶者が取得した財産について、次のいずれか多い金額までの相続税が課されない制度です。

- ①配偶者の法定相続分相当額（相続人が配偶者と子の場合は1/2）
- ②1億6,000万円

具体例

相続人が配偶者と子の場合

## 1. 遺産総額2億円

1億6,000万円 > 2億円 × 1/2 = 1億円

※配偶者は取得した財産のうち1億6,000万円まで相続税が課されない

## 2. 遺産総額4億円

1億6,000万円 < 4億円 × 1/2 = 2億円

※配偶者は取得した財産のうち2億円まで相続税が課されない

# 配偶者の相続（2次相続）まで考えて分割することが重要

税理士法人マイライフ

配偶者の税額軽減を最大限活用することが正しいとは限りません。2次相続では配偶者が元々所有していた財産に1次相続により取得した財産が加算されます。また、配偶者がいない場合は、いる場合に比べて相続税の計算構造上、納税額が高額になります。配偶者がいない場合といふ場合の早見表を見比べてみてください。

## 具体例

### 遺産総額が1億円で配偶者の元々所有していた財産が1億円の場合（子1人）

1億円すべて配偶者が取得すると取得する財産が1億6,000万円までになるため、配偶者の税額軽減により納税額がゼロになります。しかし、2次相続まで考慮すると配偶者は1円も取得しない方が良いことになります。

	配偶者が全て取得	配偶者は取得なし	差額
1次相続	0円	770万円	+770万円
2次相続	4,860万円	1,220万円	▲3,640万円
合計	4,860万円	1,990万円	▲2,870万円

税理士法人マイライフでは、2次相続まで考慮した納税シミュレーションをご提示の上、分割を検討いただいております。

相続税は「**生前からの対策**」が最も重要です。税理士法人マイライフでは、お客様一人ひとりの状況にあったご提案をしております。ぜひ一度、私たちの無料相談をご利用ください。あなたとご家族の未来のために、私たちが全力でサポートいたします！



無料相談で相続税を正確に知る



スマホからご覧の方は  
こちらをタップしてください！